

南あわじ市入札・契約事務取扱要領の一部改正について

本市の入札・契約事務の適正かつ円滑な執行を図るため、下記のとおり入札・契約事務取扱要領を改正します。

記

1. 格付基準の特例、入札方法の特例の改正（4 指名競争入札について（3）指名基準 ㊸）

格付基準の特例及び入札方法の特例について、現行の規定では災害復旧工事や特殊工事に限り、格付基準にかかわらず地域性等を考慮した指名ができることとされていますが、今回、離島地域（沼島）における工事の不調・不落対策を強化するため、新たに規定を設けます。

2. 具体的な改正事項

離島地域での工事においては、対象となる格付ランク内の事業者のみでは、地理的条件により、応札を辞退されるケースが散見されます。

このため、離島工事の特殊性を考慮し、あらかじめ市役所内部の入札参加者資格審査会の審議を経ることで、格付ランクの上下にかかわらず柔軟に事業者を指名できることとします。

【適用】

令和8年4月1日以降に公告又は通知を行う入札等より適用。

（この件に関する問い合わせ先）

南あわじ市 総務部財政課 入札契約係
TEL 0799-43-5210
FAX 0799-43-5310